

官民競争入札等監理委員会
第 27 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 27 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成 19 年 12 月 21 日（金） 17:30～18:10

場 所：永田町合同庁舎 1 F 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項について（科学技術研究調査、企業活動基本調査、在日外交官日本語研修事業）

3. 「公共サービス改革基本方針」の改定案について

4. その他

5. 閉 会

<出席者>

（委員）

落合委員長、逢見委員、小幡委員、檜谷委員、片山委員、小林委員、前原委員、森委員、
渡邊委員

（政府）

木村内閣府副大臣

（総務省統計局）

下河内統計調査部長、清水経済統計課長、滝口経済統計課課長補佐

（経済産業省経済産業政策局）

仲田調査統計部長、岡本企業統計室長、須田企業統計室参事官補佐

（国際交流基金）

雨宮理事、土井総務課長

（事務局）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、森山参事官、
徳山企画官、堀内企画官

○落合委員長 それでは、定刻となりましたので、第 27 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、本田委員長代理、寺田委員、吉野委員がご都合のために欠席です。

それから、町村官房長官、大田大臣はいずれも経済財政諮問会議のためご欠席でありまして、本日の監理委員会には、木村内閣府副大臣にご出席をいただくということにしております。

本日のマンドートは 4 つあるわけですが、第 1 は総務省の科学技術研究調査実施要項、第 2 が経済産業省の企業活動基本調査実施要項、第 3 が国際交流基金の在日外交官日本語研修事業実施要項。以上の 3 件につきましては、いずれも実施要項ということであります。

そして、最後の第 4 が「公共サービス改革基本方針」改定案ということになっております。

それでは、まず最初に、この 3 件の実施要項案につきましてご審議をお願いしたいと思います。これらにつきましては、入札監理小委員会で審議をしてきたところですので、その審議の結果につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査から 3 件まとめてご報告をお願いいたします。

○榎谷委員 榎谷でございます。資料 1 - ①、資料 2 - ①、資料 3 - ①、この 3 つの資料でもってご説明したいと思います。

まず、総務省統計局の科学技術研究調査でございますが、これは本年度、平成 19 年度に既に事業を実施しているものであります。

それと比べてということでございますが、まず「1. 対象事業の範囲」と書いてございますが、これは 19 年度は契約期間が 1 年限りだったのですが、今回は、この 19 年度の評価を踏まえて、契約期間 3 年ということになりました。それから、対象事業の範囲も若干ふくらんでおりまして、ここに書いてありますように、調査関係書類の封入業務につきましても、その範囲に含まれたということでございます。

「2. サービスの質」でございますが、サービスの質については 2 つございまして、まず 19 年度と同じ考え方かどうかということなんですが、最終的には全体の回収率が大事なんだということで、今回は、全体の回収率のみを要求水準にするということでございます。前回設定していました途中段階の回収率、例えば基準日時点の回収率とか督促回収率については、民間事業者の目標数値を設定はするけれども、要求水準とはしないということになりました。

もう一つは、今後の話なんですけれども、照会対応業務の質、誤記入とか未記入の問題です。誤記入とか未記入の問題につきましては、これも主として設定すべきだということを目指したのですけれども、現在、そのような誤記入・未記入率につきましての過去のデータがないので、今回は難しいということで、やむを得ず、設定しないということになりましたけれども、今後、できるだけこのようなデータを蓄積していただいて、質として設定できるかどうかを検討していただくということになりました。

それから、インセンティブあるいはディスインセンティブなんですけれども、インセンティブ、ディスインセンティブにつきましては、今回は設定しないんですけれども、これは努力だけでできるものではなくて、さまざまな要因が働いているということで、今回、やむを得ないということで判断をしたんですけれども、これにつきましても、今後、19年度あるいは20年度の実施を踏まえて検討していただくことになりました。

以上が科学技術研究調査でございます。

次に、資料2-①の経済産業省の企業活動基本調査です。これは全体がかなり規模の大きな、印刷から集計まで民間競争を実施するものでありまして、今回は1年間ということでございますが、将来、これを踏まえて2年とか3年とかということで拡大していただきたいということでもあります。

まず、ポイントといたしましては「1. 情報セキュリティー管理」ということがございます。情報セキュリティー管理というのはなぜかと言いますと、今回は印刷から個票の審査とか集計までを含んでおりまして、セキュリティー管理をより充実することが必要だということで、落札者決定に当たっての質の評価項目の設定について、セキュリティー管理についての項目を必須項目にさせていただいたということでございます。

「2. サービスの質とインセンティブ」でございますが「(1) 回収率」につきましては、当初はいろいろな回収率を考えたのでありますけれども、この前の科学技術研究統計と同じように、全体の回収率のみの設定でよいということになりました。

2ページで「(2) 回収率以外のサービスの質」でございますけれども、これは進捗状況といましようか、工程表がございますので、その工程、スケジュールに従って進めているかどうかについてサービスの質として設定することになりました。

「(3) インセンティブ」につきましては、インセンティブを設定すべきではないかという主張をしたんですけれども、予算との関係だとか、初年度であるというようなことで、なかなか今回は難しい。しかし、今後、ディスインセンティブも含め、どのような方法が考えられるのかについて検討することを経済産業省と確認いたしました。

「3. 入札参加資格」でございますけれども、これはA、B、Cという競争参加資格の等級があるらしいんですけれども、Aという等級に格付けされたものだけを今回は入札参加資格として要求しているわけです。これにつきましても、今回は、事業規模が1億を超えるよう事業であるということと、これまで民間委託した経験がないということで、より慎重に進めたいということで、今回はやむを得ないと判断いたしました。しかし、今回の経験を踏まえて、同様の資格を求める必要があるかどうかについても検討していただくことになりました。

3ページの「4. 落札者決定にあたっての評価方法」でございますけれども、まず審査業務を行うに当たっては、アンケート調査業務とか、市場調査業務の審査・紹介の実務経験を有する者を配置することになっているか。さらに、そのうち、財務・経理の実務経験を5年以内に2年間以上有するかとか、簿記検定2級以上を持っている者を最低1名配置

することになっているかという項目があるのですが、これは、企業調査なので、財務・経理の知識も必要だということで、当初は、複数名を配置するということになっていたのですがこれを最低1名の配置ということにさせていただきました。

それから、これらと同様の実務経験をゆうしていることを必須項目としているのですが、これについても、民間委託をする初めての経験であり、今回は慎重に進めたいのもということでもありますのでやむを得ないと判断しました。しかし、次回以降、今回の経験を踏まえて、そこまでの要件を設定する必要があるかどうかについて検討していただくことになりました。

最後でございますが、資料3-①、これは(独)国際交流基金の関西国際センターの在日外交官日本語研修事業の実施要項でございます。余談ですが、この事業は予算として200万円ぐらいですが、実施要項の審議をするのに東京まで数人がいらっしやるわけで、その旅費の面から見てどうなのか、今後もこういうことを、コストパフォーマンスを考えないといけなかなと思っております。これは別の報告でございます。

実施要項につきましては「1. クラス編成の方式・委託金額の決定方法」ということで、クラスの数と委託金額というのは、ある程度、バランスするといいたしめようか、関連があるだろう。クラスが、例えば1級、2級、3級の3クラスといたしますと、それが状況によっては3級だけでいいとか、2級だけでいいというように。詰め込みをすればクラスが減るわけです。そうするとコストは下がる。また、ばらばらだと、例えば5クラスに編成すると講師料も含めてコストが上がるだろうということで、その関係、つまりクラスの数と委託費の関係をどういうふうに入札で判断するのかというようなことが議論になりました。今回は4クラスというふうに固定するというので、この問題を解決いたしました。

それから「2. プレースメントテスト・クラス分け」。これはクラス分けをするときに、事前に一定の分類をするわけですがけれども、これについてはしっかりやっておかないといけないということです。なぜいけないのかというと、その次にありますように、習熟度を向上する、能力の向上ということでもあります。能力の向上主体かどうかを見ないといけなわけですがけれども、クラス分けをするときに、本当は3級の人なのにもかかわらず、4級にしておいて、3級の力があります、伸びましたねというふうに評価をされたら困るので、このクラス分けについてはしっかりやっておくべきではないかという意見を出しました。これは、もし不適切だということを判断すれば、クラス分けの修正を求めるというふうにしました。

それから「3. サービスの質(要求水準)」でございますけれども、これは習熟度70%以上の日本語能力の向上が求められているということなんですけれども、これにつきましても当初は、3段階、50%、75%、100%というように3つの評価の仕方だったんですけれども、これをもう少し小さくしていただいて、50~75%の間、75~100%の間に1つずつ入れていただいて、5段階評価として、平均を取りやすいという形にいたしました。

「4. インセンティブ」でございますけれども、これはインセンティブがあった方がい

いのではないかという主張をしたんですけれども、今回はあまりこういうインセンティブを付けてしまうと、優秀な学生のみを集めようということが行われたり、予算上の制約とかいろいろあるので、インセンティブは難しいということになりました。

「5. 情報開示」についてですが、在日外交官日本語研修事業というのは、実は今回が初めてのことでございまして、開示している情報は、今回の研修と似ているブラッシュアップ研修のものを開示しました。、あまり参考にはならないかも知れませんが、最大限参考になるだろうということで、今回、この情報開示をいたしましたけれども、やむを得ないと判断いたしました。

私からの報告は、以上でございます。

○落合委員長 それでは、この実施要項案、3件ございますけれども、これにつきまして本日の委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異議がありませんので、議を行うということにしたいと思います。まずは総務省にご入室いただきます。

(総務省関係者入室)

○落合委員長 総務省の科学技術研究調査の実施要項案につきまして、本委員会として、この際、何か発言をしておくというようなことがありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、榎谷委員どうぞ。

○榎谷委員 榎谷でございます。

科学技術研究調査関係で、まず対象業務の範囲及び契約期間についてでございますけれども、対象業務の範囲の拡大と複数年度契約につきましては、平成19年度の経験を踏まえて拡大していただいたということは大変評価したいと思います。

サービスの質についてでありますけれども、サービスの質については、経験を積み重ねてよりよいものにしていく必要があります。例えば、満足度とか、誤記入・未記入率については、平成20年度以降の事業においてもできるだけデータを蓄積していただいて、質として設定できるかどうかについて引き続き検討していただきたいと考えております。

3番目に、インセンティブ、ディスインセンティブについてでございますが、インセンティブ、ディスインセンティブについても導入の可能性についても統計局において引き続き検討していただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○落合委員長 それでは、本委員会として、本件につきまして了承ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法14条5項の規定に基づきまして総務省から付議されました実施要項案について、監理委員会として異存はないということにしたいと

思います。

それでは、私から手交させていただきたいと思います。

(落合委員長から下河内統計調査部長へ手交)

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、総務省統計局下河内統計調査部長からご挨拶をいただきたいと思います。

○下河内統計調査部長 誠にありがとうございました。実施要項の審議に当たりまして、入札監理小委員会の先生方、それから、統計分科会の各先生方にご審議いただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

ただいま、主査の方からお話がありましたように、私ども、平成19年度の経験を踏まえまして、20年度におきましては新たに対象業務の範囲を拡大させたい。それから、複数年契約といった改正を行わせていただいたところでございます。着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。また、今回、審議の過程で論点となりました事項につきましても、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

本日はどうもありがとうございました。

○落合委員長 それでは、総務省におかれましては、公共サービス改革法の趣旨を十分体现されて改革に向けて前進されるようお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○下河内統計調査部長 ありがとうございました。

(総務省関係者退室)

(経済産業省関係者入室)

○落合委員長 続きまして、経済産業省の企業活動基本調査の実施要項案につきまして、本委員会として、この際、申し上げることがございましたらお願いしたいと思います。

○樫谷委員 樫谷でございます。

今回、指定統計調査としましては、調査票等関係書類の印刷から集計までの幅広い業務を一括して民間開放するという初めてのケースでございますので、このことについては高く評価したいと思います。是非、適切に実施していただきたいと考えております。

なお、情報セキュリティーの面での配慮、サービスの質の設定の在り方などにつきまして、入札手続や事業実施の過程において、課題等が生じてくる可能性があると思われま

す。今回は単年度での事業でありますので、次回に向けては、それらの課題等に対応するために必要な情報収集や検討を前広に進めていただくとともに、複数年で事業を実施することを前向きにご検討いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○落合委員長 それでは、本件につきまして監理委員会として了承ということによろしくございますか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法14条5項に基づいて経済産業省から付議さ

れました実施要項案について、監理委員会として異存はないということにしたいと思いません。

それでは私から手交を行いたいと思いますので、お願いします。

(落合委員長から仲田調査統計部長へ手交)

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、経済産業省経済産業政策局仲田調査統計部長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○仲田調査統計部長 経済産業省調査統計部長の仲田でございます。このたびは経済産業省企業活動基本調査の実施要項のご審議に当たりまして、入札監理小委員会の榎谷主査を始めまして各委員の皆様方に精力的にご審議をいただきましたことを改めて御礼申し上げます。

先ほど榎谷主査からのご指摘を始め、入札監理小委員会を通して幾つかの論点をいただいていたまいりました。これらにつきましては十分な検討を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本調査は、先ほどご紹介がありましたように、審査・集計を含む指定統計の包括的な民間事業者の活用の初めての事例であり、また、当省にとりまして公共サービス改革法の対象となる初の事例となります。今後の統計調査の民間事業者活用の試金石となりますように精一杯努力してまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○落合委員長 それでは、経済産業省におかれましては、公共サービス改革法の目的・趣旨ということの実現・向上を目指しまして更に一層ご努力されることを期待しております。本日はどうもありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(独立行政法人国際交流基金関係者入室)

○落合委員長 それでは、国際交流基金の在日外交官日本語研修事業の実施要項案につきまして、本委員会として、この際、発言しておくべきことがございましたらお願いしたいと思います。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

本実施要項につきましては、入札監理小委員会におきまして、3回の審議を行いました。

国際交流基金におかれましては、より多くの入札参加者を確保するために、本入札の周知・広報を積極的に実施するとともに、事業実施に当たっては、民間事業者と綿密な連絡・調整を図り、民間事業者が円滑に事業を開始できるよう、積極的な協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○落合委員長 それでは、本件につきまして監理委員会として了承するという事によろしくございますか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法 14 条 5 項に基づいて付議されました実施要

項案について、監理委員会として異存はないということでありますので、私から手交させていたいただきたいと思います。

(落合委員長から雨宮理事へ手交)

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、国際交流基金の雨宮理事からご挨拶をいただきたいと思います。

○雨宮理事 本日はありがとうございます。このたびは在日外交官日本語研修の民間競争入札実施要項案のご審議に当たりまして、入札監理小委員会の榎谷主査を始めといたしまして、委員の先生方におかれましては数多くの貴重なご意見をいただきました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま、本委員会からご指摘いただきました論点につきましては、今後、十分な検討を重ね、適切に対応してまいりたいと考えております。今後は策定いたしました実施要領に沿って、入札事務の実施や対象公共サービスの実施等を行うこととなりますけれども、競争の導入や公共サービスの改革に関する法律の趣旨を踏まえまして、民間事業者が創意工夫を存分に発揮できるよう、また、公共サービスの質の維持・向上が図られるよう尽力してまいりたいと考えております。

また、落合委員長を始めといたしまして、本委員会の皆様方には引き続きご指導いただきますようによりしくお願い申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○落合委員長 国際交流基金におかれましては、公共サービス改革法のねらいである質の向上と経費の効率的な状態を保つ、あるいはそれを促進するということに向けて今後とも更に一層ご努力されることを期待しております。

○雨宮理事 在日外交官日本語研修事業につきましては準備を開始しておりますので、是非、実現したいと考えております。

○落合委員長 本日は、どうもありがとうございました。

○雨宮理事 どうもありがとうございました。

(国際交流基金関係者退室)

○落合委員長 それでは、続きまして第4番目の議題である「公共サービス改革基本方針」の改定案についてご審議をいただきたいと思います。

基本方針改定案につきましては、これまで本委員会において精力的にご議論いただき、実質的な議論は既に終了しているものと承知しておりますけれども、政府・与党内の調整を終えた最終案をご確認いただきたいと思います。

木村副大臣が入室された後、監理委員会として正式に了承し、委員長である私より木村副大臣に手交したいと思います。

それでは、事務局の方からご説明の方をお願いいたします。

○櫻井参事官 それでは、ご説明させていただきます。お手元に「第27回官民競争入札等監理委員会 公共サービス改革基本方針改定案関係資料」の資料AとBという2つの資料

があるかと思しますので、そちらをご参照いただければと思います。

今回、実際にご審議をいただくのは資料Bでございます。基本方針の別表として、今回追加する市場化テストの具体的な対象事業などを列記したものでございます。

既に、落合委員長からお話ございましたように、実質的にはこれまでの間、監理委員会においてご審議いただいたものを取りまとめたものでございます。そういうわけでございますので、内容については既に皆様方ご存じかと思いますが、資料Aを中心に、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

今回、いろいろなテーマがあったわけですが、10月以降の後半のプロセスにおいて大きかったのは、独立行政法人整理合理化計画の一環として、独立行政法人の業務に関する市場化テストを検討するというところでございます。

整理合理化計画については、渡辺行革担当大臣の下で検討が進められまして、24日に閣議決定を行う予定と伺っております。

独立行政法人に限らず、市場化テスト法は、まずそもそも業務の必要性があるかどうか、ないのであれば廃止をする、民営化をするということをやった上で、なお残る業務について市場化テストの実施により、業務の効率化・質の向上を図ろうという趣旨でございます。

ただ、今回の場合には、独法改革全体の議論もございましたので、実際の検討プロセスにおきましては、業務の必要性等については、こちらでもご議論いただきましたけれども、主に行政減量・効率化有識者会議においてやっていただき、そちらと整合性、歩調を合わせながら、監理委員会においては、30ほどの法人をヒアリングしていただきながら市場化テストになじむ事業を選定していただくということを中心にやっていただいた、という分担になっております。

1ページ目の「1. 独立行政法人の業務」の2つ目の○にございますように、その結果として29の事業、法人で言いますと20法人になりますけれども、これについて市場化テストをやるということを決めたところでございます。

官民競争入札、民間競争入札、2つの類型がこの法律上、認められているわけですが、29事業のうち3つにつきましては官民競争入札でやるということになっております。それ以外に、同じく3つの業務について、「官民競争入札等」を実施すると書いてございまして、これは今後の検討の過程で、官民競争入札にするか、民間競争入札にするかを検討していきたいということでございます。従って、独法の29について言いますと、23については民間競争入札、3つについては官民競争入札、残り3つについては、いずれかにするかを今後検討していくという形になっております。

主なものは、資料に、管理、研修等と分けて書いてございます。2ページ目に「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」の抜粋を付けてございますが、これは本年8月10日に閣議決定されたものです。この基本方針では、先ほど申し上げましたように、本当に必要かどうかということを見直すということですが、見直した上で、なおかつ独法でやっていく事業については、そこにごございますような施設の管理・運営、研修等々、

7つの分野を中心に市場化テストを積極的に検討しろということになっておりますので、1ページに戻りますと、施設の管理・運営、研修、国家試験等について、そこに書いてありますような業務を中心に選定をしていただいたということでございます。

次に、2ページの「2. 市町村の窓口関連業務」でございます。別添2に「24項目の窓口業務」が列記されておりますが、市町村において、最近、ワンストップサービスといわれるような総合的な窓口をつくるということをやっている。そういうものを民間にアウトソーシングしたい。ところが、それぞれの法の解釈で必ずしも民間に出していかどうかグレーでわからない。そここのところをクリアーにしてほしいというご要望がいろいろな自治体からございましたので、今回はそれぞれの法律の内容に即して、どこまでなら民間に出せる、ここは出せないといった仕分けを私どもの方で各省庁とやらせていただいているところがございます。今回はそういったものを明確化して周知を図るということを決断していただいた上で、近々、年度内に具体的にここまではできる、あるいは出す場合にはこういうところに留意すべきであるといったことを整理して公表したいと思っております。これをによって、そこがございますように、住民に対するワンストップサービスの窓口業務などが民間に出しやすくなる、ということの効果としてねらっているところでございます。

出せる部分、出せない部分は、先ほど申し上げましたように、最終的には個別の業務に即して明確にしたいと思っておりますが、端的に申し上げれば、一定の条件を満たせば、申請などの受付、文書の交付、文書の作成に関する補助業務といったものは民間に出せる、ただ、公的な文書ですので、公務員が最終的に責任を持って行うべき業務については引き続き公務員がしっかりと見る。ざっくり言えばそういう形になるかと思っておりますけれども、そういったことをはっきりとさせる形の文書を出したいと思っております。

「3. その他」として書いてございますのは、一つは木材価格の統計調査を民間競争入札の対象にしたいということ。2つ目は地方公共団体の関連で公営病院の医業未収金の徴収。これは今でも法律上の制約なく一定の範囲はできるわけですけれども、必ずしも行われていないところもあるということで、先進的な取組事例等の周知ということを通じて、こういった取組みを促していきたいと思っております。

以上が、今回お決めいただく基本方針の概要でございます。以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、木村副大臣がもうすぐお見えになると思いますが、その前に「公共サービス改革基本方針」の改定案について本委員会として精力的に検討を重ねてきたところでありまして、本委員会として、この基本方針案について了承ということよろしいでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 とりわけ、市町村の窓口業務のことにつきまして、今、櫻井参事官の方からい

ろいろと、大変、職員の皆さん方が精力的にやっていただいて、ある面では、やはりすごくやりやすくなったということ。しかも、一定の条件の下で、それから、ある面では市町村にとって実際にやっていこうと思うときにいろいろ心配ごとがございますので、留意事項という部分も、是非とも、その辺りのことの具体的な明示をしていただけるようなご配慮をいただきたいと思います。

○落合委員長 わかりました。以上の点も留意しつつ、了承ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

(木村副大臣入室)

○落合委員長 それでは、ただいま木村副大臣がご着席されました。本日はよろしく願います。

公共サービス改革法7条6項の規定に基づいて、内閣総理大臣から付議されました「公共サービス改革基本方針」の改定案について監理委員会として了承ということになりました。そこで、内閣を代表してご出席いただいております木村副大臣に私の方から文書を手交させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(落合委員長から木村副大臣へ手交)

○落合委員長 それでは、基本方針改定案の了承に当たりまして、木村副大臣からご挨拶をお願いいたします。

○木村内閣府副大臣 市場化テストを担当いたしております内閣府副大臣の木村勉でございます。

今回の「公共サービス改革基本方針」の改定案については、大所高所より精力的なご議論をいただき、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今回の改定案は、「独立行政法人整理合理化計画」の策定に合わせ、独立行政法人の業務を中心に新たに30事業を対象事業として追加するとともに、市町村の窓口関係業務に係る措置等を盛り込むものであります。国民の立場に立った、より良質かつ低廉な公共サービスの実現に向け、大きな成果が得られたものと考えております。

私といたしましても、引き続き委員の皆様とともに市場化テストの推進に尽力してまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○落合委員長 どうもありがとうございました。

公共サービスの改革は、何と申しましても政治の推進力というものが不可欠のものでありますので、今後とも公共サービス改革の前進に向けまして、是非、ご努力のほどをお願いしたいと思います。

監理委員会としても、勿論、この公共サービス改革法で課せられた使命を果たすべき努力いたしますので、来年も是非、いろいろご進言をお願いしたいと思います。

そうしますと、本日予定しました4つの議題はすべて終了ということになりますので、

本日の監理委員会につきましてはこれで終了ということにいたしたいと思います。
本日はどうもありがとうございました。